

浜松市農業委員会一時転用地における農地への復元に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が行う、農地の一時転用における目的完了時の農地復元について一定の基準を明示することで、円滑で統一的な事務処理を行うために必要な事項を定める。

(一時転用完了報告の確認)

第2条 一時転用地の「農地転用許可後の完了報告について」(以下「一時転用完了報告」という。)が転用者から提出されたときは、一時転用完了報告の記載事項、添付書類の確認を行い、原則として一時転用完了報告に基づき現地確認を実施し、農地に復元されているか確認するものとする。

(一時転用完了報告の手続き)

第3条 一時転用完了報告は、別記様式とし、1部を農業委員会に提出するものとする。一時転用完了報告には次に掲げるものを添付するものとする。

- (1)案内図
- (2)転用配置図
- (3)農地復元図
- (4)写真
- (5)確認書(土地の所有者が署名・捺印したもの)
- (6)その他農業委員会が必要とする書類

(一時転用完了報告受付基準)

第4条 一時転用完了報告受付基準は次のとおりとする。

(1)受付する時期

ア 現地確認あるいは写真によって、農地へ復元されたことが明らかであると確認されたとき。なお、一時転用期間が過ぎても一時転用完了報告が提出されない場合、職員は転用者に対し、速やかに一時転用完了報告を提出するよう指導する。

(2)一時転用地の農地への復元基準

ア 現に耕作が開始されている、あるいは、おおむね下記の条件を満たし、いつでも耕作できる状態にあると確認できること。

(ア) 許可申請時の「農地復元図」および「耕作管理計画書」に基づいて復元、あるいは耕作されていること

(イ) 地固めがされていないこと(転地返しが行われていること)

(ウ) おおよそこぶし大の石が見られないこと

(エ) 一団の碎石等が敷かれていないこと

(オ) 轍がないこと

(カ) 苗木を植えた場合、根付いていること

(キ) 苗木を植えた場合、土地の広さに対し十分な本数が植えられていること

(ク) その他、農地へ復元されていると判断できる状態にあること

(是正指導)

第5条 農地への復元が認められない場合、「浜松市農業委員会農地法に違反する転用行為等に関する事務処理要領」に基づき、速やかに適切な指導をしなければならない。

2 転用者は、指示を受けた場合、速やかに農地へ復元し、農業委員会に報告しなければならない。

(受付後の手続き)

第6条 農地に復元されたことを確認後、一時転用完了報告の受理の処理をする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会会長が定める。

附 則

この要領は平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市農業委員会会長

住 所
氏 名

工事進捗状況
農地転用許可後の 報告について（第 回）
完 了

先に、農地法第 条第1項の規定により転用許可になりました土地の工事進捗（完了）状況を下記のとおりご報告します。

記

許 可 年 月 日 年 月 日
許 可 指 令 番 号 浜農委指令第 号
転 用 許 可 地

転 用 面 積 農 地 m²
転 用 目 的

建 設 計 画 (着工予定) 年 月 日
(完了予定) 年 月 日

工 事 進 捗 状 況

1 記載にあたっての注意事項

工事進捗状況（完了）は、詳細に記載し、記載事項を証明できる案内図、配置図及び写真を添付すること。

なお、建設工事が当初計画どおり進捗していない場合（遅延または未着手）は、その理由及び今後の見通しを詳細に記載すること。

2 提出にあたっての留意事項

(1) 本報告は、第1回を許可日から3ヵ月後に、その後1年ごとに報告し、完了した場合には完了報告書として提出すること。

(2) 本報告は、正本を浜松市農業委員会に提出すること。